

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		<p>景観計画区域内における行為の届出等</p> <p>新座市景観条例施行規則第2条                  法第16条第1項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。                  2 法第16条第2項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の変更届出書によるものとする。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	審	<p>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第4条                  規則第2条第1項の規定による新座市景観計画区域内における行為の届出書（以下「届出書」という。）は、正副2部を提出させるものとする。                  2 届出書には、第2条第2項各号に掲げる図書を添付させるものとする。ただし、これら図書（委任状及び位置図を除く。）のうち条例第8条に規定する事前協議の審査において、内容に不足がなく、かつ当該届出時に変更がないものについては、この限りでない。</p>
	査	<p>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第5条                  規則第2条第2項に規定する新座市景観計画区域内における行為の変更届出書（以下「変更届出書」という。）は、正副2部を提出させるものとする。                  2 変更届出書には、第2条第2項各号に掲げる図書を添付させるものとする。</p>
基準	基	<p>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第6条                  第4条第1項の届出書又は前条第1項の変更届出書の提出があった場合は、その内容が基準等に適合しているかどうかを審査し、基準等に適合すると認めるときは新座市景観計画区域内における行為の着手期間短縮通知書によりその旨を通知し、基準等に適合しないと認めるときは勧告書により設計の変更その他の必要な措置をとるよう、条例第12条第1項の勧告をすることができる。                  3 新座市景観計画に規定する景観形成基準に係る審査は、景観形成基準配慮事項説明書により行うものとする。</p>
	準	<p>新座市景観計画に規定する景観形成基準及び色彩基準                  （未設定の場合はその理由）</p>

	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 1 0 月 1 日 設 定 ( 平 成 年 月 日 最 終 変 更 )
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 ( 未 設 定 の 場 合 は そ の 理 由 )	設 定 を 検 討 中 。
	設 定 等 年 月 日	平 成 年 月 日 設 定 ( 平 成 年 月 日 最 終 変 更 )